

平成27年9月30日判決言渡し 同日判決原本交付 裁判所書記官
 平成26年控訴第5001号 損害賠償請求控訴事件
 (原審・横浜地方裁判所横浜支部平成25年ワ第215号)
 口頭弁論終結の日 平成27年7月29日

判 決

神奈川県三浦市

控 訴 人
 阿部 隆夫 代理人 井野 隆一
 阿部 隆夫 代理人 井野 隆一
 阿部 隆夫 代理人 井野 隆一
 阿部 隆夫 代理人 井野 隆一
 阿部 隆夫 代理人 井野 隆一
 阿部 隆夫 代理人 井野 隆一

被 控 訴 人
 ベイテザイン株式会社
 宮 田 知 雄
 行 方 園 雄 平
 中 川 敏 政 明 美
 佐 々 木 郁 文
 金 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

第1 控訴の趣旨

事 実 及 び 理 由

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、141万9000円及びこれに対する平成25年7月2日から支払済みまで年5分の割合による金銭を支払え。

第2 事案の概要等 (以下、原判決の略称をそのまま用いる。)

1 事案の概要

本件は、インターネット上の出会い系サイトを利用していた控訴人が、同サイトの運営業者であるミネルバ株式会社(ミネルバ)の指揮、監督のもと、同サイト上の利用者を装ったいわゆるサクラ(以下、単に「サクラ」という。)の欺罔行為によって、多額の金銭を受け取れるものと誤信させられ、これを受け取るべく、多数回にわたって電子メール(以下、単に「メール」という。)の送受信をさせられたことにより、サイト利用料名下に金銭を騙取された主張して、サイト利用料の決済サービスを提供した収結代行業者である被控訴人に対し、不法行為又は債務不履行に基づく損害の賠償として、サイト利用料相当額129万円及び弁護士費用相当額12万9000円の合計141万9000円並びにこれに対する訴訟送達の日翌日である平成25年7月2日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めらるる。

原審は、ミネルバがサクラを用いて控訴人に虚偽のメールを送信させ、これを信じた控訴人にポイント料を支払わせ続け金銭を騙取したと認められたものの、収結代行業者である被控訴人は加盟店の業務内容を監視・監督する法的義務を負っていないなどとして不法行為責任を否定し、債務不履行責任についても、控訴人と被控訴人との間に控訴人主張の契約が成立しているとは認められないとしてこれを否定し、控訴人の請求はいずれも理由がないとしてこれを棄却した。そこで控訴人は、これを不服として、本件控訴を提起した。

- 2 本件における前提となる事実並びに争点及び争点に対する当事者双方の主張は、後記3において原判決を補正し、後記4において当審における各当事者の

追加主張を加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 本案の概要」の1及び2（原判決2頁2行目から同9頁18行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 原判決の補正

- (1) 原判決2頁4行目の「ミネルパ株式会社」の次に「インターネットを利
用した情報提供サービス業等を目的とする株式会社であり、平成22年11
月30日解散し、平成23年2月4日付けで清算終了登記がなされている
(甲1)。」を加える。
- (2) 原判決3頁1行目の「機械」を「情報端末機器」に改め、同5行目の「被
告は」の次に「、電気通信事業法における電気通信設備の決済カードの販売、
同業務の決済システムの提供等を目的とする株式会社であり、旧商号を「株
式会社デジタルチェック」といい(甲8)」を加える。
- (3) 原判決3頁13行目の「不知の病」を「不治の病」に改める。
- (4) 原判決4頁1行目の「別紙」を「原判決別紙」に改める。
- (5) 原判決4頁7行目の「問い合わせを受けた」の次に「(甲10の1)」を
加える。

(6) 原判決5頁1行目の「島田は」の次に「、通式の呼出しを受けたが」を加
え、同2行目の「出頭しなかつたため」を「出頭せず、若弁書その他の準備
書面も提出しなかつたため」に改める。

(7) 原判決5頁9行目の「資金決済法」を「資金決済に関する法律（平成21
年法律59号・以下「資金決済法」という。）」に改める。
(8) 原判決8頁13行目の「取締っているのである。」の次に「控訴人は、「ジ
ュエル」のサイト画面において、被控訴人の運営するコンビニ決済サービ
スという手取を選択したが、この「ジュエル」のサイト画面における支払方法
の選択画面は被控訴人による申込みの篩因であり、控訴人はこれに応じて被
控訴人のサービスを選択してクリックし、もってサイト利用料の取納ないし

送金事務の申込みをし、被控訴人がこれを承諾したものである。」を加え、
同15行目の「上記契約に基づく」を「単委任契約類似の特別な契約関係あ
るいは特別な社会的接触の関係に立つことを理由として、契約関係の内容と
して安全配慮義務を負い、控訴人が詐欺その他の公序良俗に反する行為等に
より被害を受け損害を生じることがないように、また詐欺による損害が拡大
しないように配慮すべき契約当事者間の信義上の義務ないしは」に改め、
同21行目の末尾に「なお、取納代行において消費者からの支払が代理受領
とされているのは、取納代行業者の利益等によって消費者が二重払いのリス
クを負うことを防ぐといういわば政策的目的に基づいて、代理受領
であるから取納代行業者と消費者との間に契約関係が存在しないというこ
とにはならない。」を加える。

4 当審における各当事者の追加主張

(1) 被告任意債務違反

ア 控訴人

㉞ コンビニ決済業者の取納業務は、コンビニエンスストア（コンビニ）
が公共料金を加盟店に代理して直接取納する原則型の取納代行であ
るのに対し、被控訴人の取納業務は、コンビニが取納した金額を更に加
盟店である請求業者のために取納するという例外型の取納代行である。

ミネルパのような借用性の低い出会い系サイト業者は、原則型の取納
代行にあってはコンビニ決済を利用することができなかつたところ、本
件のような取納代行業者が存在する例外型の取納代行の出現により、取
納代行業者がその加盟店である請求業者に利便性と借用性の高いコン
ビニ決済を利用させる代わりに手数料各目で報酬を得るようになった。

この場合、コンビニは被控訴人の加盟店である請求業者と直接の契約
関係に立たず、あたかも取納代行業者が上記請求業者に取納代行を利用
させるため名義を貸しているかのような状況が生ずるため、コンビニ

は、取納代行業者に対し、①公序良俗に反する企業が取納代行を利用することのないよう、加盟店である請求業者に対する徹底した審査・管理・開示を求め、②金額を少額に限定する等の措置を取るとともに、通常は、加盟店が問題を起した場合は取納業者の責任についても定めるなどしている。

このような例外型の取納代行業者である被控訴人には、その加盟店である請求業者に対する管理利益の必要性からも、被控訴人の注意義務が宿願超えられるのである。

(イ) a. 各コンビニが取納代行業者と締結する契約内容は以下のとおりであり、各コンビニは、例外型取納代行契約の危険性を予知し、控訴人に対し、契約上の加盟店管理責任（資金決済法上の加盟店管理責任や取納額が大きい場合の事情聴取責任等）を負担させており、この加盟店管理責任は顧客保護を目的としている。被控訴人は、例外型取納代行契約において重要な役割を担い、上記契約上の責任を負担している以上、その保護の相手方たる顧客との間では乘理上の注意義務を負担しているものと考えられる。

b 株式会社イーコンテックス（以下「イーコンテックス」という。）は、本件取納代行サービスを被控訴人取納企業の商品マネージャーたる「C-CHBCK」による決済であると回答しており、被控訴人は、関東財務局長の登録を受けた資金決済法上の第三者型発行業者であるため、「C-CHBCK」の加盟店について、独自に資金決済法上の加盟店管理義務を果たす必要があり、本件が資金決済法上の第三者型発行前払式支払手段に該当するのであれば、被控訴人は、資金決済法ガイドラインII-3-3に基づき乘理としての加盟店管理責任を負担する。同時に、イーコンテックスは、被控訴人において独自に加盟店管理義務を果たす必要があることを明言しており、被控訴人によるサービ

スを導入するに当たり、顧客保護の観点から、被控訴人が資金決済法上の加盟店管理義務を果たすことを必要不可欠の条件としている。被控訴人との間の利用に関する基本契約の中では、被控訴人と顧客との間で商品（電子マネー「C-CHBCK」）に関して紛争が生じた場合、被控訴人の費用と責任をもって対応しその解決に当たるものとされているが、これが被控訴人が加盟店管理義務を負うことを前提とする規定である。このような事情からも、乘理としての加盟店管理責任が認められる。

c 株式会社セブンイレブン・ジャパン（以下「セブンイレブン」という。）は、被控訴人に対し、代金収納業務に関する委託契約に於いて、被控訴人、被控訴人ショップ及び被控訴人提携先ショップの扱う商品等・サービスが「公序良俗に反する等、セブンイレブン・イメージを低下させるものではないこと」を誓約させ、公序良俗違反の違法行為により顧客が害されないようにその保護を図り、セブンイレブンの受託した業務は顧客から收受した金員にかかるとの損害賠償及び取納手続により免責されること、セブンイレブンは、被控訴人・顧客間の契約に直接・間接に関与せず一切関係しないものとし、紛争・請求等の事象はすべて被控訴人の責任と費用負担において解決し、セブンイレブン側には一切迷惑を掛けないものとされていることも、セブンイレブンは加盟店管理をせず、被控訴人がその業務及び責任を負うことを前提とするものであり、セブンイレブンは、利用規約で「詐欺行為」、「セブンイレブンのイメージを低下させる販売行為または提供」を禁止事項とし、違反については上記契約において即時解除事由として、顧客保護を図っている。

このように、セブンイレブンは取納代行業者が介在する例外型代行についての一定の危険性を予知しており、これを防止する役割を被

控訴人に求め、契約上の責任を負担させているのであって、例外型取
 納代行システムに一定の役割を担わせている事実、不法行為責任の
 条項を構成し、被控訴人に加盟店管理責任が認められる根拠となる。
 d 株式会社ファミリーマート（以下「ファミリーマート」という。）
 も、同様に、商品代金等の取納委託に関する契約において、顧客との
 関係で紛争が生じたときには被控訴人が責任を担って対処するもの
 とし、代行取納業務の取扱いがファミリーマート側の信用・イメージ
 の低下を招くおそれがある場合には代行取納業務を中止できるとし
 て、被控訴人に責任を負わせ、顧客保護を図っている。

ファミリーマートは、これに加えて、加盟時審査、途上審査におい
 て詳細な規定をおき、途上審査として「取納金額において、理由不明
 の大きな変動がある場合には（被控訴人において）事務を他取する」
 ことを被控訴人と合意している。このようなファミリーマートと被控
 訴人間の顧客保護の契約の存在を条項の一態様として、被控訴人の加
 盟店管理責任があるということができる。ところが、本件では、被
 訴人は控訴人に関する取納代行の合算額が129万円に上ることを
 知りながら、敢えて又は安易にこれを放置していた。

(7) 通くとも平成20年の時点では、出会い系サイトによる被害が既に社
 会問題化していたことから、一般的な社会通念上の注意義務として出
 会い系サイトによる詐欺行為に加盟してはならないことはもとより、被
 訴人は、例外型の取納代行業者であって、クレジットカード会社やコン
 ビニのような大手決済サービス提供者と加盟店契約を締結できない
 信用性の低いミネルパのような出会い系サイト運営業者等に対し、決済
 手帳を提供して利益を得ているのであるから、より高度な注意義務が課
 されることになり、報復責任の観点からも高い条項上の注意義務が課さ
 れていたといえるべきである。

そこで、被控訴人は、加盟店との契約締結時には、①加盟店契
 約を厳格らとしていてる者が公序良俗に反するサービスを提供している
 かどうかを、②加盟店の所在地に赴いて直接に審査できる態勢を整備する
 義務、③同審査態勢に基づき適切な審査をする義務、④審査態勢を維持
 しない者との加盟店契約を締結しない義務など、加盟店が通常の商法を
 行うものではないかを厳密に審査する義務があった。

また、加盟店との契約締結後においても、被控訴人は、加盟店の業務
 内容を確認し、利用者からの問い合わせに必ず応ずることにより、加盟店が
 詐欺的商法を行う者であるかどうかの確認が容易になるのであるから、
 ⑤加盟店が公序良俗に反するサービスを提供しているかどうかを調査で
 きる態勢を整備する義務、⑥阿闍婆審査に基づき、加盟店への苦情等の
 救及びその発生頻度、苦情等への加盟店の対応の履歴や取引額の急激な
 増減などの被控訴人主張の形式的な事項に止まらず、苦情内容の精査及
 びその裏付け調査、加盟店が提供するサービスが公序良俗に反するかと
 うかの確認等の適切な審査をする義務及び⑦調査の結果詐欺的商法を
 行う者である恐れが判明した場合には、直ちに被控訴人自身の決済シ
 ステムの利用を停止させて遅やかに当該加盟店との契約を解除する義務
 を負うというべきである。

このような被控訴人の善管注意義務は、資金決済法、犯罪による収益
 の移転防止に関する法律（平成19年法律22号、以下「犯罪収益移転
 防止法」という。）、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分
 配金の支払等に関する法律（平成19年法律133号、以下「振り込み
 詐欺救済法」という。）、御風販売法及び資金決済法等ガイドライン
 の目的、煩瑣内容等から条項上導かれるものであり、被控訴人とコンビ
 ニとの間の取納代行に関する契約からも条項上導かれるものである。

(8) 本件では、被控訴人は、ミネルパに例外型取納代行によりコンビニ

活を利用させ、もってミネルバによる詐欺行為に不可欠な実行行為の一環である取納行為を担ったのであるから、被控訴人が契約締結時の調査義務を怠り、ミネルバのような公序良俗違反のサイトを運営する悪質な商売業者と取納代行の加盟店契約を締結し、また加盟店契約締結後の調査義務を怠ったことは明らかである。そして、遅くとも平成23年12月22日にミネルバの決済サイト「ジュエル」に関する苦情を受けてから、「ジュエル」に関する加盟店契約が終了する平成25年4月30日までの約1年4か月もの間、被控訴人が「ジュエル」の悪質性を容易に調査することが可能であったにも拘わらずまったく確認せず、国民生活センターに寄せられた「ジュエル」に対する苦情が平成18年4月から平成25年11月までの間に合計35件あって、「ミネルバ」、「エル」、
「IC・アドバンス」、「ICアドバンス」、「アイシーアドバンス」などに對する苦情が平成18年3月から平成25年6月までの間に合計93件あったことなどから、被控訴人は、「ジュエル」が公序良俗違反のサイトであること、又は、上記ミネルバ等が公序良俗違反のサイトを運営する会社であることを認識し得たことは明らかである。

国民生活センターは、既に平成16年6月18日時点において「決済代行会社から請求される出会い系サイト利用料金」と題する犯事を出し、決済代行会社が出会い系サイトにクレジット決済手段を提供することの危険性を指摘し、その後平成20年5月20日には「占いサイトから誘導されて契約した出会い系サイト」と題する犯事を、同年6月5日には「無料サイトがきっかけで出会い系サイトのトラブル」と題する犯事を、平成21年11月5日には「サクラを使っていると思われる携帯電話の出会い系サイトで高額な利用料を支払ってしまった」と題する犯事を、平成22年2月26日には「現金のプレゼントで誘い、ポイントを買わせる出会い系サイト業者」と題する犯事を順次発表している。

被控訴人は、これらの出会い系サイトに関する国民生活センターの情報を認識していたものである。

(ウ) しかも、被控訴人は、平成22年2月26日、サクラを利用する出会い系サイト（以下「サクラサイト」ということがある。）の被害者の代理人たる長田淳弁護士から、本件以外のサクラサイト被害事件について、被控訴人の加盟店管理責任を追究する内容の通知を受けており、被控訴人は、同年4月、同通知に対する回答の中で、埼玉県消費生活支援センターを通じてサクラサイトのことを知っていることを明らかにしているものであって、これに加えて控訴人による決済額がわずか3か月で128万円にのぼっていることを考慮すると、被控訴人は、控訴人の被害期間中に、一般的な社会問題としての認識にとどまらず、控訴人の本件被害を認識し、あるいは十分に認識し得たものである。

(エ) それにもかかわらず、被控訴人は、ミネルバないしは「ジュエル」を突然と放置し、「ジュエル」の運営に必要不可欠なミネルバへの送金行為に関与し、もって、控訴人に送金額相当額の損害を負わせたものであるから、その責任は明らかであって、以上から、被控訴人の行為は、ミネルバとの民法719条1項の共同不法行為と評価できるほか、ミネルバに對する同条2項の補助行為とも評価することができる。

イ 被控訴人

ウ) 取納代行に取納型と例外型という区別はないから、例外型の取納代行の特殊性や実態等を考慮すべきという控訴人の主張は、合理的な根拠のない強自の見解にすぎず失当である。被控訴人は、その業務を適切に運営するために自主的に資金決済法に基づく事務ガイドラインに準じた態勢を整えており、加盟店と加盟店契約を締結する際のみならず、加盟店契約締結後も、実質的に加盟店の審査を行い管理をしている。

ウ) 控訴人は、被控訴人が出会い系サイトの業者を加盟店とする際には被

控訴人に高度の注意義務が課せられると主張するが、その根拠はまったく明らかではなく、賠償責任の主張については、賠償責任は被害者の救済及び公平の観点から認められるものであって、他人を使用して事業を営む者に対する使用者責任が問題となる事案や無過失責任制度や立証責任の転換等が導入されている特別法が問題となる事案で議論されるものであるところ、本件はそのような事案ではなく、被控訴人は単に他社と契約を締結して利益を上げているにすぎないから、賠償責任の原理は適用されない。

(ウ) 控訴人は、取締代行業者の提供する取締代行サービスがあたかも借用性の低い業者に対して利便性と借用を身えるためだけのものであるかのように主張するが、取締代行サービスは、現在の経済活動において、消費者のニーズに答えるための必要不可欠なサービスとして存在する。被控訴人が契約を締結している企業は借用性の低い業者ではなく、被控訴人は合理的と考えられる方法で加盟店審査及び管理を行っている。

(エ) すなわち、被控訴人は、加盟店契約を締結する際、相手方が公序良俗に照らして問題のある業務を営んでいないかを確認し、加盟店契約締結後も、加盟店の業務に公序良俗に照らして問題があることが判明した場合には、速やかに加盟店との間で事業の停止、契約の解除等の措置を講じるようにしている。出会い系サイト業者は、法定の事項を書面によって届出が必要があり（インターネット異性紹介事業を営む者に関する法律（平成15年法律83号）7条1項）、これにより、出会い系サイト業者は、国家公安委員会の監督に服することになる上、出会い系サイト業者が欠格事由（同法8条各号）に該当した場合には、管轄の公安委員会によって事業の廃止を命じられたりすることになるから（同法14条2項）、被控訴人は公安委員会への届出番号を確認する審査をしており、これが実質的な審査となる。

(オ) 仮に、一般的に出会い系サイトによる詐欺が問題となっていたことを被控訴人が認識していたとしても、そのことは随くまで一般論として「決済代行業者が提供する決済手段が利用されていること」を認識していたにすぎず、被控訴人が決済手段を提案していた加盟店のサイトが詐欺的商法を行っていたと認識していたか否かという問題とはまったく無関係である。平成18年4月から平成25年11月までの間の「ジュエル」に関する35件の苦情のうち、被控訴人に関するものは1件もなく、平成18年8月から平成25年6月までの間の「ミネルバ」、「エル」、「I.C.アドバンス」、「アイシーアドバンス」などに関する93件の苦情のうち、控訴人が「ジュエル」の利用を終了した平成22年2月27日までの間に被控訴人に関して寄せられたものは2件にすぎず、これら2件の苦情と本件の「ジュエル」の関連性は不明である。

したがって、被控訴人が「ジュエル」に重大な問題があると認識する余地がなかったことは明らかである。

(カ) 以上のおり、被控訴人は、控訴人に対する監督注意義務を負わず、また加盟店契約締結時及び加盟店契約締結後のいずれにおいても、法的に設定された基準に基づき、十分な審査・管理を行っていたため、被控訴人が控訴人に対して監督注意義務等に基づく責任を負うことはない。控訴人の主張は、いずれも何ら根拠のない独自の見解にすぎないものであり、論理に著しい飛躍のあるもの、抽象的な消費者保護論にすぎないことである。被控訴人が案理上の注意義務を負うことの根拠となり得ないことは明らかである。

(2) 過失相致

ア 被控訴人

(ウ) 控訴人が、「ジュエル」内でのメールのやり取りを体察し、その内容を詳細に把握していること、控訴人が一般社会常識上理由なく受領でき

るはずのない17億円もの巨額の小切手を突撃にも受償できなかつたこと、被控訴人のコンビニ決済を利用する前の平成21年夏頃から銀行振込によって「ジュエル」を継続的に利用していたことなどからすると、控訴人は、サイト上でのメールのやり取りが到底実現しえない荒唐無稽なものであることを容易に判断でき、容易にサイトの利用を中止できる状況にあつたにも拘わらず、メールの内容を安易に信じ、被控訴人に対する請求に係る利用だけでも、少なくとも69回にわたり、合計129万円のポイント料の支払を行ったのであって、このような事柄からすれば、控訴人には、「ジュエル」のかかる利用について、重大な過失が認められる。

(イ) 被控訴人は、平成23年12月22日、三浦市役所共同推進課の消費生活相談員を通じて本件に関する問い合わせを受け、利用履歴及びサイト運営会社の連絡先を開示したが、控訴人は、平成24年4月26日、上記問い合わせを取り下げ、その後約10か月もの長期間放置したことにより、控訴人においてその損害を拡大させた。

イ 控訴人

過失相殺は、社会における損失の公平妥当な分担を目的とするものであるから、本件において過失相殺を却固とするのは、公平ないし信義則の見地からも相当ではない。すなわち、控訴人の思いやりや親切心から「ジュエル」のメール交換を行ったのであって、控訴人がサクラサイトによる欺行爲の典型的なパートナーにはめられたにすぎず、控訴人としても、その申し出がおよそ実現できないものであることを知っていたればポイントを購入してメール交換をすることはなかった。

また、控訴人がその損害を長期間放置した事実はない。控訴人は、被控訴人が主張する平成24年4月からの約10か月間の2年以上も前にコンビニ決済の利用を減らしており、控訴人が損害を拡大させた事実はない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、後記2において事象関係を補足的に認定した上で、後記3において原判決を補正し、後記4において当事者における各当事者の追加主張に対する当裁判所の判断を加えるほかは、原判決「事案及び理由」欄の「第3 争点に対する判断」の1及び2（原判決9頁20行目から同12頁1行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 事案認定の補足

前記第2の2で引用する前提となる事案、以下の事案が認められる。扱及び弁論の全趣旨によれば、以下の事案が認められる。

(1) 国民生活センターは、平成16年6月18日には、「決済代行会社から請求される出払い系サイト利用料金」と題する記事により、出払い系サイトやアダルトサイトの利用料金に関しては、債権回収業者を介した架空請求や安易に利用してしまつて法外な料金を請求されるなどの相殺が大多数であるとして、決済代行業者の関与する料金請求の相殺事例を公表し、それ以降、平成20年6月5日には、「無料サイトがきっかけで出払い系サイトのトラブルに一期待を抱かせる巧妙な手口で不当な請求」と題する記事を、平成24年4月19日には、「『お金をあげる』『儲めを聞いて』『匿名人に会える』などのメールのやり取りをしていませんか？ 詐欺的な“サクラサイト商法”にご用心！ 一悪質“出払い系サイト”被害110件の結果報告から」と題する記事をそれぞれ発表し、出払い系サイトに関するトラブルを公表した。（甲12ないし14）

消費者庁は、インターネット消費者取引研究会の「詐欺的な出払い系サイトや情報商材サイトに関する消費者トラブルの発生している取引の多くにクレジットカードに係る決済代行業者を通じて決済手数が使われている」との指摘を受け、公益財団法人日本生産性本部に対して、決済代行業者の任意

また、被控訴人は、株式会社ファミマドットコムに対し、加盟店の審査と
して、①登記簿事項証明書等により、本店所在地、役員構成等の基本情報を確
認し、②特定商取引に関する法律（昭和51年法律57号、以下「特定商取
引法」という。）に基づく表示がなされていること、料金体系が明示されて
いること、公序良俗に反する画像の表示等、不適切な表現がないことを新規
加盟店申請者のサイトにアクセスして確認し、③犯罪データベース等を検索
し、類似情報等候補情報があり、一致の判断がそれだけでは難しい場合には、
帝國データベース等の情報を参照して、反社会的勢力に属していないこと
を確認し、④被控訴人のデータベース等を確認して、新規加盟店申請者が苦情
照会等の理由で契約を解除した既存加盟店と実質的に同一でないことを確
認をし、⑤法令上要求される場合には、年齢認証に必要な措置が講じられて
いることを、新規加盟店申請者のサイトにアクセスして確認し、法令上、認
証方法に特に要件が定められている場合には、当該要件に沿った確認を行う
こととされ、⑥加盟店として、契約後の加盟店について、定期的に、特定
商取引法・不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律134号、以下
「景表法」という。）等違反の有無、反社会的勢力への該当性、加盟店申請
者と苦情類発等の理由で契約を解除した既存加盟店との実質的同一性の有
無を確認し、取引金額において、理由不明の大きな変動がある場合には、事
實を確認することとされた。（甲37、乙6、弁論の全趣旨）

(4) イーコンテックスと被控訴人は、インターネット上の電子商取引に関し、
イーコンテックスが運営する代金収納代行及び商品配達事務代行のシステ
ムを被控訴人が利用するに当たり、「econtext」利用に関する基本契
約書」と題する書面をもって基本契約を締結した。コンビニのローンに取
置かれている情報端末機器を通じて被控訴人のミネルバへの支払は、被控訴人
の発行する第三者型前払式支払手段（電子マネー）である「C-CHECK」
による決済によりなされ、控訴人は、「C-CHECK」購入の対価を、イ

の登録制度の運用の調査を委託し、同法人は、平成26年3月、消費者庁の
委託を受けて、「平成25年度調査研究 クレジットカードに係る決済代行
業者登録制度に関する実証調査報告書」を作成し、その中で、決済代行業者
が介在する平成23年度から平成25年度にかけての消費者相談は、商品・
役務別にみると、出会い系サイトが最も多く、その決済手段は、クレジット
カード、電子マネー、収納代行、コンビニ決済、銀行口座振込等、様々なも
のが利用されていることを指摘した。なお、被控訴人も上記登録制度に登録
している。（甲15）

(2) 全国の消費者生活センターに寄せられた相談情報を国民生活センターにおい
て集計したPIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）情
報によれば、平成18年1月1日から平成25年12月31日までの被控訴
人の前商号である「デジタルチェック」の「出会い系サイト」に関する相談
受付の総件数は1570件であり、「ジュエル」の「出会い系サイト」の相
談受付の件数は35件（このうち被控訴人に関する苦情は1件もない。）
「ミネルバ」、「エル」、「IC・アドバンス」、「ICアドバンス」、「ア
イシーアドバンス」などに関する相談受付の件数は93件（このうち被控訴
人に関して、控訴人が「ジュエル」の利用を減らした平成22年2月27日
までの間に被控訴人に関して寄せられたものは2件であった。）の合計12
8件であった。（甲9、30）

(3) 被控訴人とファミマートの関連会社である株式会社ファミマドットコ
ムは、被控訴人が、被控訴人と提携する加盟店が顧客に対して有する商品代
金等の債権の代行収納業務を、株式会社ファミマドットコムに対して委託す
る契約を締結し、顧客の対応については、被控訴人が、顧客との契約関係に
関し発生するすべての風雑、苦情の申出、紛争について、被控訴人の責任と
負担においてこれを解決・処理するものとし、株式会社ファミマドットコム
に何らの迷惑、損害を与えないとの定めがされている。

ーコンテンツの提供を依頼する取締代行（コンビニ決済）サービスにより支払って購入した「C-CHECK」をもって、ミネルバへの支払を行った。

上記基本契約に係る契約書13条では、イーコンテンツと被控訴人との間では、被控訴人が顧客から商品に関し、苦情、相談を受けた場合や、効能又は効果に関する疑義、不良品、風速い、量目不足、商品品切れ・運送及び戻品などの事故が発生した場合など、被控訴人と顧客との間に紛争が生じた場合には、被控訴人の費用と責任をもってこれらに対処し、その解決に当たるとされている。（甲38、乙7）

(5) セブンイレブンと被控訴人が締結した契約の「インターネット代金取納サービス業務基本契約書（代金取納業務に関する委託契約書）」においては、被控訴人が扱う商品等又はサービスが、公序良俗に反しないことを誓約表明し（4条）、同契約に係る利用規約においては、商品等の購入又はサービスの提供は被控訴人と顧客との間の契約であり、セブンイレブンは一切関係しないこと（4条）、セブンイレブンが、代金取納サービスに関して顧客等から苦情若しくは照会を受けた場合は、被控訴人の費用と責任において顧客等と折衝を行うものとされている（5条）。（甲39、乙8）

(6) 被控訴人と被控訴人加盟店との間における「株式会社デジタルチェック加盟店規約（Web加盟店用）」（乙4）では、被控訴人の同サービスを利用する加盟店の取次役務等が、法令に違反し、若しくはそのおそれがあるもの又は公序良俗に反するものであるとき、顧客が加盟店、被控訴人又は提携会社に対し取引に関する疑義を申し出たとき等の一定の場合に、加盟店に対する送金を留保することがあること（10条1項、4条2項）、被控訴人が加盟店に対して既に送金済みの取納代金にかかる加盟店と顧客との取引が同条1項に該当する場合、加盟店は、当該取納代金相当額を請求に応じて直ちにYに対して返還するものとされており（10条3項）、被控訴人が加盟店に対する送金を留保している取納代金に係る加盟店と顧客との取引に関し、

理由のいかんを問わず返金すべき場合、被控訴人、提携会社、加盟店の顧客又はその代理人等その他当該返金を受領する権限を有する者に対し、加盟店に代わって返金することができるとされていること（同条4項）、加盟店は、その行為に起因して、顧客、提携会社その他第三者から当社に対し訴訟上又は訴訟外において損害賠償等の申立てがされた場合、これにより被控訴人の被る一切の損失、損害及び費用について補償するものとされていること（12条3項）、加盟店は、不法行為、債務不履行等法律上の原因を問わず、加盟店契約又は本サービスに関して当社又は提携会社に損害を生じさせた場合には、その賠償の責を負うものとされていること（27条1項）等の規定がある。（乙4）

(7) 長田淳希様は、平成22年2月26日付けで、被控訴人に対し、被控訴人のコンビニ決済などを利用してサクラサイトの被害に遭った者の代理人として、決済代行業者である被控訴人が、違法な業者に対する加盟店管理を通じ、排除し、安全な取引を利用者に行わせるべきところ、被控訴人が利用者に信義則上負っている加盟店管理責任に違反した結果、訴外人に損害が生じたと通知した。

被控訴人は、同年4月1日付けで、上記信義則上の加盟店管理責任の要件や適用範囲は一義的に定められず、加盟店における問題のすべてに被控訴人が連帯責任を負うものではなく、訴外人の件については、既に前玉原清英生が支援センターから連絡を受けて被控訴人として合理的に可能な限りの協力、支援をしていると回答した。（甲40、41）

3 原判決の補正

- (1) 原判決10頁6行目の「疑いが強いといえる」を「ものと認められる」に改める。
- (2) 原判決10頁11行目の「事務ガイドラインには」を「事務ガイドラインは」に改める。

(3) 原判決11頁6行目の「127件」を「128件」に改める。

(4) 原判決11頁21行目の「しかしながら」の次に「、控訴人と被控訴人との間のコンビニ決済サービス利用規約ないし約款等に基づく契約は、その存在自体を認めるに足る証拠はないし、」を加え、同25行目から26行目にかけての「成立しているわけではなく」を「成立している」と解する余地はない」に改め、同行の「証拠もない。」の次に、改行の上次のとおり加える。

「これに対して、控訴人は、『ジュエール』のサイト画面における支払方法選択の画面の表示は被控訴人による申込みの勝因であって、控訴人がこれに応じて被控訴人の運営するコンビニ決済サービスという手続を選択してクリックすることにより、サイト利用料の取納ないし送金事務の申込みをし、被控訴人がこれを承認したことになると主張する。

しかし、上記サイト画面に支払方法の選択画面が存在することだけをもち、被控訴人による申込みの勝因であると評価するには足りず、控訴人が同支払方法を選択したことが被控訴人に何らかの方法で通知されるものでもないから、これを控訴人の意思表示と解して被控訴人がこれに対して承諾をするという関係に立っているとして認められることはできない。コンビニ決済代行という決済システムにおいて、控訴人が被控訴人に対してミネルバへの対価を支払うことでミネルバへの弁済となる理由は、被控訴人がミネルバとの間の加盟店契約によりミネルバから弁済受領権限を与えられているからであって、控訴人がミネルバに対する支払を被控訴人に委託する契約に基づくものではないというべきである。

また、控訴人は、一般的に取納代行において消費者からの支払が代理受領とされているのは、取納代行業者の側面等によって消費者が二重払いのリスクを負うことを防ぐといわば政策的目的に基づくと主張するが、代理受領が政策的目的によるものであったとしても、これにより被控訴人と控訴人との間で存在しなかった契約関係が生じるようになると解するに

は至らないというべきである。」

4 当審における各当事者の追加主張に対する当裁判所の判断

(1) 原則型と例外型の主張について

控訴人は、コンビニ決済代行について、原則型及び例外型に区分し、例外型の取納代行業者の請求業者に対する管理調査の必要性などを根拠に、控訴人主張に係る被控訴人の加盟店審査・管理に関する普通注意義務が管轄則上争われることにつき繰り返し主張する。

しかし、取納代行者を原則型と例外型に区分し、例外型に属する取納代行者に対して特定の注意義務を課する根拠は法令上見当たらず、後者に対してのみ特定の注意義務を課すべきとする合理的理由も見出すことはできない。そこで、以下、上記区分とは無関係に、被控訴人の普通注意義務について検討する。

(2) 債務不履行の普通注意義務違反について

前記引用に係る原判決が「事実及び理由」の「第3 争点に対する判断」の2（当審における補正後のもの）で提示するとおり、控訴人と被控訴人との間には契約関係が存在しないのであるから、控訴人の主張に係る被控訴人の加盟店審査・管理に係る普通注意義務が存在するとしても、それが債務不履行の根拠としての債権則上の義務であるということはできない。

(3) 不法行為の普通注意義務違反について

次に、不法行為の根拠としての債権則上の普通注意義務の有無を検討する。

ア 前記認定のとおり、決済代行業者は、決済代行業者と提携する加盟店が顧客に対して有する商品代金等の取極の代行取納業務を、クレジットカード、電子マネー、取納代行、コンビニ決済、銀行口座振込などの利用者の選択に応じて行うものであるから、国民生活センターが公表したように、出会い系サイトやアダルトサイトの利用料金に関して決済代行業者が関

係する架空請求や過大請求の相殺専断が存在したとしても、そのことのみから直ちに決済代行業者に不法行為責任が認められるわけではなく、決済代行業者が公序良俗に反する行為を行った加盟店と共謀し若しくは加盟店を援助して決済代行業務を行った場合に、債権上の義務を待たずして、その共謀若しくは援助に基づく責任として、消費者に対して不法行為責任を負うことになるものである。

イ 本件は、ミネルバが、サクラを利用した出会い系サイト「ジュエル」を運営し、サクラによる欺罔行為により、これを信じた顧客である控訴人が利用料金名下に金を騙取したものであるところ、仮に、ミネルバと取引代行契約を締結した事業者としての被控訴人が、これを認識し又は取引代行を業とする者として通常の注意をもってすればこれを認識することのできたのに、ミネルバについて適切な調査・確認をせず、取引代行業務の停止又は取引代行契約の解除等の措置もとらないまま、加盟店契約をそのまま継続し、ミネルバから業務の対価を受受して利得を得ながら、控訴人に損害を与えた場合には、民事上も、上記の被控訴人の加盟店審査・管理に係る営管注意義務違反があると見て、控訴人につき故意又は過失による不法行為を構成する場合があると解される。

ウ そこで、被控訴人の上記認識ないしは認識可能性の有無を検討すると、前記認定のとおり、平成18年3月から平成26年3月までの8年間に、国民生活センターに対して、「ジュエル」又は「ミネルバ」、「エル」等の運営業者に関する苦情が合計128件寄せられていることが認められるが、このうち、「ジュエル」の「出会い系サイト」の相談受付35件中には、被控訴人に関する苦情は1件もなく、また、「ミネルバ」、「エル」等の運営業者に関する相談受付93件中、被控訴人に関して、控訴人が「ジュエル」の利用を終了した平成22年2月27日までの間に被控訴人に関して寄せられたものは2件のみであることに照らすと、これらの苦情

を通じて、「ジュエル」が公序良俗違反のサイトであることを被控訴人が認識し又は認識し得たということはできず、他にこれを認めるに足る証拠はない。

エ これに対して、控訴人は、長田淳弁護士が被控訴人に対して別のサクラサイトの被害者の代理人として平成22年2月26日に通知をしており、また、被控訴人はそれ以前にも埼玉県消費生活支援センターを通じてサクラサイトのことを知っていたから、本件被害を認識し、あるいは十分に認識し得た旨を主張するが、本件で控訴人が被害を受けた期間は、平成21年11月19日から平成22年2月27日までであって、上記通知は、他のサクラサイトに限るものであって「ジュエル」ではなく、そのサイト運営会社もミネルバではなく、他の会社によるものであった。

したがって、控訴人の上記主張はその前提を欠き、採用することができない。

(4) 被控訴人の表明等に基づく債権上の営管注意義務違反について

次に、控訴人は、被控訴人が、利用者の保護も目的の一つとしている資金決済法及び関連法令・ガイドライン等に基づき加盟店審査、管理等の義務を課して第三者受託者として登録を受けていること、コンビニ決済についても、加盟店審査、管理等について同水準にて運用していることを被控訴人自ら表明していること、加盟店の業務に公序良俗に照らして問題があることが判明した場合には加盟店契約を解除できる態勢をとった上でコンビニ決済サービスを提供していると被控訴人自ら表明していること、その他、犯罪収益移転防止法、振り込み詐欺救済法、御蔵販売法及び資金決済法革新ガイドラインの目的、規制内容等に照らすと、被控訴人には、コンビニ決済サービスが公序良俗に反することに利用されないう加盟店を審査・管理すべき債権上の営管注意義務がある旨を主張する。

しかし、前記認定のとおり、被控訴人は、コンビニに対して、加盟時の審査として、①登記事項証明書等により、本店所在地、役員構成等の基本情報を確認し、②特定商取引法に基づく表示がなされていること、資金体系が明示されていること、公序良俗に反する画像の表示等、不適切な表現がないことを新規加盟店申請者のサイトにアクセスして確認し、③証券データベース等を検索し、類似情報等候補情報があり、一致の判断がそれだけでは難しい場合には、帝國データバンク等の情報を参照して、社会的勢力に属していないことを確認し、④被控訴人のデータベース等を減額して、新規加盟店申請者が苦情履歴等の理由で契約を解除した既存加盟店と実質的に同一でないことの確認をし、⑤法令上要求される場合には、年齢認証に必要な措置が講じられていること、新規加盟店申請者のサイトにアクセスして確認し、法令上、既証方法に特に要件が定められている場合には、当該要件に沿った確認を行うこととし、途上審査としては、契約後の加盟店について、定期的に、特定商取引法・景表法等違反の有無、反社会的勢力への該当性、加盟店申請者と苦情履歴等の理由で契約を解除した既存加盟店との実質的同一性の有無を確認し、取引金額において、理由不明の大きな差動がある場合には、事情を懸念すること、を表明しており、被控訴人と被控訴人の加盟店との間における規約においては、被控訴人の同サービスを利用する加盟店の取扱役務等が法令に違反し、若しくはそのおそれがあるもの又は公序良俗に反するものであるとき、顧客が加盟店、被控訴人又は提携会社に対し取引に関する疑念を申し出たとき等の一定の場合に、加盟店に対する送金を留保することがあることなどを表明しているものであって、被控訴人が、かかる懸念をとっていたことについて、これを疑うべき事情は見当たらず、控訴人のコンビニ決済において、被控訴人が上記加盟店審査・管理等を上記方法に則って運用することなどを怠っていたことについては、これを認めるに足る証拠はない。

なお、控訴人は、被控訴人がコンビニ決済につき資金決済法が及ばないと

主張することが景反首の法理に反するとも主張するが、本件の態様には照らして、景反首の法理に反すると認めることはできない。

(5) 条理上の注意義務違反について

控訴人は、各コンビニが被控訴人と締結する契約内容によれば、各コンビニは、例外型取納代行契約の危険性を予知し、被控訴人に対し、契約上の加盟店管理責任（資金決済法上の加盟店管理責任や取扱額が大きい場合の事務取扱責任等）を負担させており、この加盟店管理責任は顧客保護を目的とする条理上の注意義務を包含していると主張する。

しかし、被控訴人とコンビニとの間の契約においては、顧客の対応については、いずれも、被控訴人が、顧客との契約関係に関し発生するすべてのリスク、苦情の申出、紛争について、被控訴人の責任と負担においてこれを解決・処理するものと定められているにすぎず、被控訴人とコンビニとの間で顧客を保護することを目的として定めた合意はこれを認めることができない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

5 まとめ

以上によれば、控訴人の主張する不法行為については、資金決済法等及び被控訴人とコンビニとの間の契約をもって取納代行業者である被控訴人がその加盟店の業務内容を審査・管理する信義則上の管理注意義務等があるといふことはできず、被控訴人が説明したコンビニ決済の業務態勢をもって被控訴人の法的義務が存在するとは困難であり、国民生活センターに対してミネルバなにしその運営する「ジュエル」に対する苦情が寄せられたとしても、被控訴人が直ちにそのことを認識し得たとはいえないから、被控訴人には控訴人の主張する不法行為は成立せず、控訴人の主張する債務不履行についても、被控訴人は、加盟店との間の契約に基づき加盟店の控訴人に対する債権にかかるといふ受領権を加盟店から与えられ、控訴人が被控訴人にその支払を行うことにより、控訴人の加盟店に対する弁済は完了するのであるから、控訴人と被控訴人



との間に控訴人主張の契約が成立しているということはできない。

したがって、その余の争点について判断するまでもなく、不法行為及び債務不履行を理由とする控訴人の請求はいずれも理由がなく、これらを棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第9民事部

裁判長	吳田	正昭
裁判官	吉村	英幸
裁判官	関口	剛弘

平成27年9月30日

東京高等裁判所第9民事部

裁判所書記官 林



これは正本である。